

リアルタイム地震被害推定情報利用規約

特定非営利活動法人リアルタイム地震・防災情報利用協議会（以下、「REIC」という。）は、SIPプログラムにおける研究成果の普及促進団体として、リアルタイム地震被害推定情報（以下、「RT地震情報」という。）の実装化に向けた実験配信を行うためにハザード・リスク実験コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）を立上げる。このリアルタイム地震被害推定情報利用規約（以下、「規約」という。）は、コンソーシアムにおけるRT地震情報の実験配信サービス（以下、「本サービス」という。）の利用条件を定めるものとする。

第1条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「RT地震情報」とは、日本国内において地震が発生した場合に、国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下、「防災科研」という。）が、防災科研の入手できる地震観測情報に基づいて、地震発生直後に作成する、各地の地震動分布、建物被害、人的被害等に関する公開または未公開の推定情報をいい、所有権および知的財産権は防災科研に帰属するものである。この「RT地震情報」は、本サービスにおいて、REICを通じて実験参加機関に配信される。
- (2) 「実験参加機関」とは、REICからRT地震情報等を直接受信し、それを活用して防災活動や防災ビジネスを実施する民間企業、自治体、各種団体、研究機関等をいう。
- (3) 「実験協力機関」とは、実験参加機関の責任の下、実験参加機関のためにRT地震情報等を活用して防災活動や防災ビジネスを実施する民間企業、自治体、各種団体、研究機関等をいう。
- (4) 「RT地震関連情報」とは、RT地震情報に付随した関連情報をいい、その一切の権利は防災科研に帰属する。

第2条（本サービスの概要）

本サービスの概要は、当該各号の定めるところによる。

- (1) REICは、実験参加機関に対し、コンソーシアム参加登録完了後、ユーザーIDおよびパスワードを提供する。実施期間は、ユーザーIDおよびパスワードを用いて、別途定める方法によりRT地震情報等を受信することができる。
- (2) 実験参加機関が、本サービスにおいて受信したRT地震情報等について、情報の演算・変換・合成等の改変を行う場合は、事前にREICに報告するものとする。
- (3) 実験参加機関が、本サービスにおいて受信したRT地震情報等を「実験協力機関」に再配信する場合は、事前にREICに報告するものとする。
- (4) 実験参加機関は、本サービスにおけるRT地震情報等の利活用状況を、別途定める書式にて、毎年4月末日および10月末日を期限とする半年ごとにREICに報告するものとする。なお、本報告の内容については、REICを通じて防災科研に報告されるものとする。
- (5) REICが、実験参加機関に対し、RT地震情報等の利活用に関する書類・帳簿等の提出を要請した場合、実験参加機関は速やかに応じる必要がある。
- (6) REICおよび防災科研は、実験参加機関の事業場に、自らの職員または指定するものを派遣して、RT地震情報等の利活用に関する書類・帳簿等を検査することができる。

第3条（登録）

実験参加機関は、REIC の定める方法によってコンソーシアムの参加登録を申請し、REIC がこれを承認することによって、参加登録が完了する。

2. 実験参加機関は、実験協力機関とともに本サービスを利用する場合は、所定の書式により REIC に申請する。

3. 実験参加機関は、本サービスの利用中に登録内容および実験協力機関の変更が生じた場合は、所定の書式により速やかに REIC に申請する。

第4条（ユーザーID およびパスワードの管理）

実験参加機関は、自己の責任において、本サービスのユーザーID およびパスワードを管理する。

2. 実験参加機関は、いかなる場合にも、ユーザーID およびパスワードを第三者に譲渡または貸与することはできない。

3. REIC は、ユーザーID とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのユーザーID を登録している実験参加機関自身による利用とみなす。

第5条（利用料金）

本サービス利用の対価は、本サービス期間中に限り無償とする。ただし、実験参加機関が RT 地震情報等を活用するために独自に必要とされるサービスについては、別途協議の上、実験参加機関が負担するものとする。

第6条（有効期間）

本サービスの利用期間は、実験参加機関のコンソーシアム参加登録完了から平成31年3月31日までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、第10条から第16条までの既定は、本サービスの終了および解約にかかわらず、その効力を存続するものとする。

第7条（禁止事項）

実験参加機関は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならない。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) REIC のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (4) REIC のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (5) 他の実験参加機関に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- (6) 他の実験参加機関に成りすます行為
- (7) 反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (8) その他、REIC が不適切と判断する行為

第8条（本サービスの提供の停止等）

REIC は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、実験参加機関に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとする。

- (1) 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
- (2) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- (3) コンピュータまたは通信回線、インターネット回線等が障害により停止した場合
- (4) その他、REIC が本サービスの提供が困難と判断した場合

2. REIC は、本サービスの提供の停止または中断により、実験参加機関または第三者が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとする。

第9条（利用制限および登録抹消）

REIC は、以下の場合には、事前の通知なく、実験参加機関に対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または実験参加機関としての登録を抹消することができるものとします。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) その他、REIC が本サービスの利用を適当でないと判断した場合

2. REIC は、本条に基づき REIC が行った行為により実験参加機関に生じた損害について、一切の責任を負わない。

第10条（機密保持）

REIC および実験参加機関は、本サービス期間中および本サービス終了後、本サービスにおける秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとする。

2. 本規約において、秘密情報とは、以下の情報をいう。

- (1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示された、相手方の固有の業務上、技術上、販売上の情報
- (2) 秘密である旨明示して開示された相手方の固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後 10 日以内に相手方に書面（電子的形式を含む）で提示された情報
- (3) 本サービス利用に関する個別の契約の内容（ただし、本規約およびサービス公開ホームページに掲載されている内容を除く）

3. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとする。

- (1) 開示を受ける前に、既に保有している情報
- (2) 開示を受ける前に、既に公知になっている情報
- (3) 開示を受けた後に、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得した情報
- (6) 管轄官公庁または法令の要求により開示される情報

4. 実験参加機関は、REIC および防災科研から開示された秘密情報の秘密を保持し、本サービスの

利用のために知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとする。また、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとする

5. REIC および実験参加機関は、相手方から開示された秘密情報を、本サービスのためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しないものとする。

6. REIC および実験参加機関は、相手方から要求があった場合、または、本サービス利用が終了した場合、遅滞なく秘密資料（複製物がある場合はこれらを含む）を相手方に返却、または、破棄もしくは消去する。なお、秘密資料を返却、破棄もしくは消去した後も、本条に定める秘密保持義務は有効に存続するものとする。

第11条（免責事項）

REIC の債務不履行責任は、REIC の故意または重過失によらない場合には免責されるものとする。

2. REIC は、何らかの理由によって責任を負う場合にも、通常生じうる損害の範囲内においてのみ賠償の責任を負うものとする。

3. REIC は、本サービスに関して、実験参加機関と他の実験参加機関や実験協力機関または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負わない。

第12条（サービス内容の変更等）

REIC は、実験参加機関に通知することなく、本サービスの内容を変更しまたは本サービスの提供を中止することができるものとし、これによって実験参加機関に生じた損害について一切の責任を負わない。

第13条（利用規約の変更）

REIC は、必要と判断した場合には、実験参加機関に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとする。

第14条（通知または連絡）

実験参加機関と REIC との間の通知または連絡は、REIC の定める方法によって行うものとする。

第15条（権利義務の譲渡の禁止）

実験参加機関は、REIC の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできない。

第16条（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とする。

本サービスに関して紛争が生じた場合には、REIC の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とする。

以上